

## 新琴似南小学校 いじめ防止基本方針

### はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる（被害者としてだけでなく、加害者としても）」という基本認識に立ち、本校全児童が、いじめに向かわないようにするため、「**新琴似南小学校 いじめ防止基本方針**」を策定しました。

### 1. 「いじめ」とは 《いじめ防止対策推進法 第1章総則 第2条より》

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本人が苦痛を感じていないと言っても、一般の感覚から「当然苦痛を感じるだろう」と判断される場合も含む。

学校では、「いじめられている」と思われる児童の心情に

寄り添い、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、いじめられている児童を学校が徹底して守るという意思をもち、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別しながら、事実関係を確かめ、対応に当たります。

### 2. 「いじめ」の早期発見・早期対応について

#### <早期発見にむけて…変化に気付く 「地味なけいこ」>

#### 児童の SOS「地味なけいこ」

- 「じ」 自傷行為
- 「み」 身だしなみの変化
- 「な」 投げやりな態度
- 「け」 欠席の増加
- 「い」 イライラ 違和感
- 「こ」 孤立

「地味なけいこ」「不安げな表情」「本人の訴え」「噂」に接したら、直ちに情報を共有して、事実関係を洗い出し、迅速に対応する。



（ほうれんそう・にんじんのちょうりし）

#### 報連相・認迅の調理指

報告・連絡・相談

確認・迅速

調査・理解・指示



#### いじめられている子の気持ちを考える

- ・親に心配をかけたくない
- ・先生に言っても何もしてくれない
- ・先生に言ったらもっと酷くなる

→ 表情、様子をきめ細かく観察する

- ・弱い自分を知られたくない(プライド)
- ・自分にも悪いところがある（理不尽な理由付け）
- ・いじめられても仕方がない(歪んだ居場所に固執)

## 具体的ないじめの態様 <次のことを確認したら、迅速に対応>

- 「いじめの透明化」を見逃さない→「大丈夫」の裏、笑顔の奥に隠された絶望を見抜く  
(仲良しグループ内での日常的ないじめ、指導困難状態学級での気分次第な行動、感情的な空気)
- ・遊ぶふりをして、ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする(プロレスごっこ)
- ・仲間外れ、集団による無視、冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・席を不自然に離す、席替えの時に嫌な顔や仲間内での目配せをする
- ・金品の要求、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコン、携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる  
(URLの確認、メール内容のプリントアウト→記録)
- ・「～菌」「身体的特徴を揶揄する発言やニックネーム」で呼ばれる

R01.6.7「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」  
P2 参考

## 3. 「いじめ」への対処の流れ

《令和2年度札幌市学校教育の重点 P.10》

- ・「地味なけいこ」
- ・不自然な様子、かかわり
- ・保護者からの連絡・相談
- ・本人の訴え、アンケート
- ・友だちからの情報提供
- ・地域、関係機関からの連絡
- ・子どもたちの噂話

学校

### いじめの疑いのある情報把握

まずは本人の話をしっかりと聞く

#### いじめ防止対策委員会召集 対応協議

② ① 心配・不安を共感的に聴き取る 心のケア  
確実な安全確保・教育相談 安心できる学校生活

2 いじめられた児童の安全・安心の確保

#### 1 事実関係の確実な把握

- ① 関係する全ての児童に対する聴き取り(一人ずつ聞く)
- ② 事実と経過を把握し、5W1Hを明確にして整理→再確認

#### 3 解決に向けた働きかけ

いじめた児童への指導・対応

- ① いじめの自覚 いじわる、いたすのではない!
- ② いじめた児童の抱える問題
- ③ 自分の行為の責任を自覚
- ④ 本心からの謝罪

決して  
追い詰めない

周りの児童への指導

- ① いじめられた子の心の苦しみの理解
- ② 見て見ぬふり → いじめの深刻化

#### 4 保護者への対応

- ① いじめられた児童の保護者
  - ② いじめた児童の保護者
- ↓事実関係の正確な報告  
↓速やかな対応

5

教育委員会→報告 協議

関係機関→児童相談所 家庭児童相談室

教育センター相談室 アシストセンター  
北警察署生活安全課 法務局 医療機関等

#### いじめ防止対策委員会

校長・教頭・主幹教諭  
教務主任・保健主事  
該当学年・養護教諭  
指導部門長・コーディネーター  
スクールカウンセラー  
相談支援リーダー

#### 6 再発防止 定期的な情報交換

必要に応じて  
学校関係者評価委員(学校評議員)・巡回相談員・学校支援専門員  
PTA役員・主任児童委員・スクールガードリーダー  
スクールガード・スクールサポーター

## 4. 重大事態への対処

- ・ いじめの重大事態に発展しかねない兆候を察した段階で、重大事態発生の報告(学校から札幌市教育委員会へ 教育委員会から札幌市長へ)をする。教育委員会の判断を受け、学校として調査を実施する。

### 重大事態(第 28 条)とは

教育委員会へ第一報を迅速に行う

1. いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(1号重大事案「生命身体財産重大事態」)
  - ① 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ② 身体に重大な傷害を負った場合
  - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ④ 精神性の疾患を発症した場合

直ちに北警察署に通報  
727-0110 (第 23 条 6)

インターネットを利用した名誉棄損、児童ポルノ関連事犯等も連携する
2. いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(2号重大事案「不登校重大事態」) → 平成 29 年 1 月報告書(札幌初の認定)
  - ・ 相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## 5. いじめを未然に防止するために、学校が行うこと

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という指導を徹底する。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・ いじめに特化したアンケート調査を年 3 回(5 月、9 月、2 月)実施し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識として確認する。

アンケートは卒業後 5 年間保存(札幌市アンケートは 3 年間保存)  
(平成 29 年 6 月 8 日発出 札教児第 147 号 いじめの調査)

- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校職員の理解と実践力を深める。

体罰は、該当児童を傷つけるだけでなく、力や威嚇による解決を肯定するという誤った判断をし、児童が真似る可能性があるため決して行ってはならない。

常識や教育的配慮に欠ける不適切な暴言(「いじめられている方にも原因がある」等)、特定児童への過剰なかかわり、不必要な呼びかけ、しつこい叱責、人権侵害、人格否定、身体的特徴を揶揄する発言やニックネーム等は教師のいじめである。

こうした暴言は、児童を傷付けるだけでなく、他の児童によるからかいを助長し、いじめを引き起こすきっかけになることを絶対に忘れてはいけない。

# 子どもたちをいじめに向かわせない学級づくりの基本

## 学校経営方針の実践

### いじめ発生の3要素

#### 1. いじめを暗黙に認めてしまう「いじめの許容空間」

- ① **一元的な空気** ※**管理統制の強すぎる学級**  
「教職員の言動」(何回言ったら分かるんだ！)  
(みんなに迷惑をかけているんだぞ)等が引き金になることも
- ② **馴れ合い関係** ※**担任の指導力の欠如**  
「中心人物の気分次第」「自分の地位の確認」
- ③ **歯止め作用の欠如** ※**ノリで過剰に同調**  
「ターゲットを探そう あいつにしよう」

#### 2. いじめる子どもの「いじめ衝動」

- ① 集団内の異質なものの嫌悪
- ② 違反への制裁意識
- ③ ねたみや嫉妬感情  
「金持ちが高級車に乗っている」→ ねたみは生じない  
「同じレベルなのに」と感じると一気にねたみになる。
- ④ 心理的ストレス
- ⑤ ふざけ意識や遊び感覚
- ⑥ 金銭や欲しい物を得たいという意識
- ⑦ 被害回避意識によるいじめへの荷担

#### いじめの無自覚「あれぐらいで？」

いじている方は、自分のしている行為が「いじめ」だと思っていない。

- ・ いじり ・ いじわる ・ いたずら
- ・ からかい ・ つっこみ ・ 悪ふざけ
- ・ 冗談 ・ 軽いノリ ・ しゃれ

「あれぐらいで、大げさだよ」  
「みんな、やっていることだ」  
「本人は喜んでいるよ」  
「遊んでいただけだよ」

■ こうした「遊び感覚」は、集団だったり、仲間がいたりすると、増大し歯止めが利かなくなる。仲間の手前、エスカレートする。

≪ 関西外国語大学 教授 新井 肇 氏 ≫

学級経営の基盤は、**子ども理解(アセスメント)**である。子ども理解の充実を図るとともに、子どもたちに、**安心して生活できる落ち着いた場 = ホッとできる空間** 作りを心がける。

### ≪安心、安定、安全のある学級経営 = 児童との信頼関係を深める≫

- ・ 児童一人一人が自分の居場所を感じられる学級経営に努め、学級の一員として自覚できる学級づくりを行う。⇒ **自己肯定感、自己有用感を高める** ⇒ **ほめる、認める、感謝する**
- ・ ①**規律** ②**学力** ③**集団所属意識** → きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、集団に認められているという実感を一人一人がもてる学級集団を創る。

### ≪子どもも先生も楽しい学校 = 「学校経営方針」「札幌市学校教育の重点」≫

- ・ 学習規律の習得 = 「よくわかる！新琴似南小学校」「新琴似南スタンダード」
- ・ 学習の習慣付け = 「新琴似南『学び』のススメ」「学年学級経営交流会」
- ・ 基礎・基本を十分に吟味した分かる授業 = 「新琴似南小の研究」「通知表研修」

**注意** インターネットによるコミュニケーションでは、メールやラインの誤解やすれ違いによるトラブルが生じやすいことを理解させるよう、**インターネットモラルの指導を充実**させる。